２０２５年度（令和７年度）

福山市教育委員会会議録（第５回）

【８月２９日（金）開催】

福 山 市 教 育 委 員 会

福山市教育委員会会議録（第５回）

１　招集年月日　　２０２５年（令和７年）８月２９日（金）
午前１０時００分

２　場　　所　　教育委員室

３　出 席 委 員　　５名

出席又は欠席	席番	名　　前
出　席	1	小　林　巧　平
出　席	2	神　原　多　恵
出　席	3	横 藤 田　　晋
出　席	4	小　丸　輝　子
出　席	5	児　玉　雅　治

４　会議に出席した事務局職員

管理部長	藤　井　紀　子
学校教育部長	笹　尾　孝　治
学校教育部参与	寺　田　拓　真
教育総務課長	藤　原　研　二
政策調整官	手　島　智　幸
施設課長	藤 野 原 啓 宏
学校再編推進室長	安　保　暢　俊
中央図書館長	延　近　久　恵
学事課長	曽　根　貴　典
学びづくり課長	片　山　富　行
学校保健課長	赤　木　　学
福山中学校・高等学校事務長	藤　井　一　成
文化振興課文化財担当課長	榊　　拓　敏
保育指導課長	村　上　洋　子
まちづくり推進課長	松　岡　　潔

５　会議の書記

教育総務課総務政策担当次長	高　橋　香　織
教育総務課職員	矢 野 果 穂 菜

【開会時刻　午前１０時００分】

小林教育長　ただいまから、２０２５年度（令和７年度）第５回福山市教育委員会会議を開会いたします。

本日の議案ですが、議第２２号は議会関係、議第２３号は意思の決定過程、議第２４号は人事案件のため、福山市教育委員会会議規則第１３条第１項の規定により秘密会として審議したいと考えます。また議第２４号については、人事案件のため、最後に関係者のみで行いたいと思っております

御異議はございませんか。

全教育委員　異議なし

小林教育長　それでは、これらの案件は秘密会といたします。

それでは初めに、日程第１　教育委員会会議録の承認についてです。２０２５年７月２３日開催の第４回教育委員会会議録について、何かございますか。

全教育委員　異議なし

小林教育長　御異議ないようですので、教育委員会会議録を承認することとして、会議終了後、委員の皆さまの署名をお願いいたします。

次に、日程第２　教育長の報告についてです。

資料の１ページをお願いします。

７月２４日から本日、８月２９日までの報告です。７月２４日は、令和７年度全国高等学校総合体育大会「開け未来の扉 中国総体２０２５」総合開会式に出席しました。２８日は、非核平和行進出発式に出席、２９日は、北京市教育交流推進事業出発式があり、午後からはＮ響コンサートに出席しました。３０日は、湯田小学校を訪問し、夕方からは、福山市空手道連盟の全国大会出場に伴う市長表敬訪問に出席しました。３１日は、福山教育フォーラムをオンラインで実施し、午後から福山南道院拳友会 少林寺拳法の全国大会出場に伴う市長表敬訪問に出席しました。８月１日は、赤坂小学校を訪問、４日は、退職校長会と福山市教育委員会と語る会に出席し、教員不足等について意見交換をしました。５日は、福山市中学校体育連盟の陸上や水泳の選手が全国大会出場することに伴う市長表敬訪問に出席しました。６日は、福山ローザス・セレソンの全国大会出場に伴う市長表敬訪問に出席しています。７日は、神辺中学校を訪問し、８日は、福山市立大学新棟整備事業安全祈願祭で福山市立大学を訪問し、新学部ができることによる校舎の起工式、工事が始まる安全祈願祭に出席しました。午後からは、２０２５市民平和のつどい・第７１回市民平和大会、第７１回原爆・福山戦災死没者慰霊式に出席しました。１４日は、flowers 手話ダンスサークルの全国大会出場に伴う市長表敬訪問に出席しました。１８日は、広

島県都市教育長会秋の総会役員会がオンラインであり、１９日は、福山地区公立学校校長会連合会の総会に出席、２０日は、学校給食に関する研究会、広島県学校給食研究大会がローズコムで実施されました。２１日は、瀬戸小学校を訪問し、午後から、リトアニア共和国アリートゥス市と福山市が協定を結ぶということで覚書調印式に出席ました。これから教育交流や産業交流等をしていくものです。２２日は、福山ジュニアバレーボールクラブ、井原バレーボールクラブの全国大会へ出場に伴う市長表敬訪問に出席しました。２３日は、ＪＦＥ西日本硬式野球部の第９６回都市対抗野球大会に出場する壮行会がありました。２５日は、小学生ゴルフの全国大会出場に伴う市長表敬訪問に出席しています。２６日は、行政懇談会があり福山市選出の県会議員と、福山市の局長以上の交流会で、市の施策等の意見交流をしました。２７日は、竹尋小学校、中央中学校を訪問し、２８日は、２０２５年度（令和７年度）の福山市生涯学習振興基金運営協議会へ出席し、午後からは、令和７年度広島県市町教育委員会連合会第２回役員会がオンラインであり、その後、学校保健会理事会に出席しています。本日、２９日は、第５回教育委員会会議です。以上が教育長の報告になります。

ご意見、ご質問はありませんか。

全教育委員　（なし）

それでは、次に、日程第３　議第１９号　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題とします。説明をお願いします。

手島政策調整官　資料３ページをお願いします。

議第１９号　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、説明します。

（１）趣旨についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を毎年度行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表するものです。報告書の内容については、７月２日と２３日の教育委員会会議で素案を説明し、意見をいただいておりますので、前回以降の主な訂正箇所と、教育に関し学識経験を有する方からいただいた意見について、説明します。

別冊資料の２０２５年度（令和７年度）教育委員会点検・評価報告書をご用意いただき、４３ページをご覧ください。

文化財保護の取組のうち、文化財保護意識の醸成の本文に、福山城伏見櫓・筋鉄御門・吉備津神社本殿・沼名前神社能舞台の４棟について国宝指定を受けることを目標とした取組を開始したことを追記しています。

４５ページをご覧ください。学識経験者からの意見についてです。今回は、福山市ＰＴＡ連合会会長　石田昌彦様、福山市図書館協議会委員　藤井真弓様、福山市立大学副学長　劉郷英様の３名か

らいただきました。
「就学前教育」については、就学前教育における言葉の獲得は、小学校での学力との関係などで重要であるため、生活言語と学習言語に分けて就学前教育の終わりまでに身に付ける力の明確な目標を立てると効果的であるとの意見や、こどもは読書によって言葉を学んでいくため、読書活動については、保護者支援、子育て支援の観点からも充実させてほしいなどの意見がありました。
「学校教育」については、不登校の増加要因として、学校に行きづらい・学校より家の方が楽しいという要因があると思うが、コロナ禍以降、保護者にも無理して学校に行かなくてもいいという感覚が残っていると思うので、学校や家庭において、何のために勉強するのかなど、こどもたちが学校に行く意義を改めて理解し、実感できるようにする取組が必要である。こどもたちが娯楽メディアに触れる機会が多く、モラル低下が懸念されるので学校と家庭の協力が必要である。全国学力・学習状況調査について、正答率４０％未満の児童生徒が授業についていけない状況を改善できるよう、づまずきをできるだけ早い段階で把握し、個に応じた指導や支援が必要である。公立図書館と学校図書館の連携を強化し、司書によるブックトークなど、読書活動の取組をより充実させてほしいなどの意見がありました。
「生涯学習・社会教育」については、保護者世代への学びが必要であるので、交流館での子育て講座や保護者同士の相談・意見交換の場があると良い。保護者連絡ツールを活用し、子育てに有益な情報を発信するのも良いなどの意見がありました。
「文化財保護」については、神辺の廉塾の価値を知らない人が多いので、文化財を生きた教材として活用し、郷土愛などを育んでほしい。伝統産業の備後がすりが福山のデニムに発展してきたという歴史を資料館と一体となってこどもや市民に伝えてほしいなどの意見がありました。
有識者からいただいた意見については、今後の取組や、来年度策定することになる「第四次教育振興基本計画」に活かしてしてまいります。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

小林教育長　今回は、今までご意見を頂いている中で修正した意見を反映させたものです。説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

児玉委員　４５ページ、学識経験者のご意見の黄色「就学前教育に係る主な意見」の２つ目に「言葉の獲得が重要である」と記載があるのは、現時点で、できていないという認識でいらっしゃる方のご意見だと思いますが、具体的にどのあたりができていないと考えるか教えてください。

手島調整官　言葉の獲得については、今できていないというよりも、言葉を重要視する方向は間違っていないため、引き続き力を入れてもらいたいということが前提にあります。その上で、話すだけの言葉と、学

習に必要な言語は違うため、そこは意識して分けた方が目標設定としては良いのではというご意見と考えています。

児玉委員　目標とは、具体的にどのようなことでしょうか。
例えば、議論をするときに単語が出ない、相手に伝わっていないなどがあるのではと思いますが、「生活言語」について、具体的にどのようなことを指しているのでしょうか。

村上保育指導課長　このご意見は、現在の取組は良いと思うが、就学前のこどもたちが、小学生になるところで、言葉の格差ができているという現実をしっかり見ていかないといけないのではないのかということでした。
就学前については、カリキュラムというところをもう少し重視していかないといけないと考えます。カリキュラムは「養護」と「教育」に分かれています。教育の中に「言葉」があり、「自分の思いを伝えていく言葉」と、自分の言葉だけではなく「相手にも伝わる言葉」の獲得が重要で、小さい頃から色々なものに触れることが大切なのではないかというご意見を頂きました。
また就学前の時期は、「言葉を使いなさい」と言って言葉を使うものでは無いと捉えており、伝えたい人がいるという人間関係や、言葉遊びをもっと具体的に取り入れ、取組を強化していかないといけないなと考えています。

児玉委員　よくわかりました。ありがとうございます。

横藤田委員　４５ページ、４６ページの学識経験者３人の方のご意見が追加されていると思います。決して３人の方が悪いというわけではありませんが、３人のご意見だけでいいのでしょうか。
今回は時間が無く仕方ないと思いますが、次年度からは、例えば、小学校、中学校の校長を経験された方等の意見も反映させるなど検討されてはどうでしょうか。もう少し多角的に見る必要があってもいいのではないかなと感じました。

手島政策調整官　学識経験者の選定方法は、学校教育に関する分野と社会教育、生涯学習に関する分野、福山市立大学の教育に関する先生から３人の方を選んでいます。頂いたご意見を踏まえ、来年度選定する際に、活かしていきたいと思います。

藤井管理部長　ご意見ありがとうございます。学識経験者の選定の考え方は、政策調整官から説明させていただきましたが、分野ごとのバランスと

いうことでは、３人の方のご意見は大変貴重でした。
人数が３人という決まりはないため、多角的な視点、教育行政に関する専門性の視点から、人数を増やすなど、次年度以降検討したいと考えています。

横藤田委員　ご検討よろしくお願いします。
４６ページのしんいち歴史民俗資料館ですが、現在デニムとか備後絣の展示はありますか。

榊文化振興課文化財担当課長　しんいち歴史民俗資料館は、合併前の新市町時代に設置したもので、主に地域の埋蔵文化財と併せて、備後絣の展示を実施しています。現時点ではデニムに関する展示ができていない状況のため、ご意見を踏まえ、繊維産業に関する展示も検討したいと思います。

横藤田委員　新市町のデニム製造メーカーの中に、絣を製造する機械などを資料館として保存されている企業があります。一企業の資料館のため気軽に観ることがなかなかできず勿体ないと感じています。福山市が企業と上手くコラボレーションして、展示を気軽に観れると良いと思いました。この企業は、近隣の小学校に、ハンカチの藍染め体験の取組もしています。この取組等を知ってもらい、学識経験者の方の意見を尊重するのであれば、企業とのコラボレーションを併せて検討いただければと思います。

神原委員　学識経験者の方に意見を伺う際のやりとり等はどのようにしていますか。私たち教育委員はこれまで素案の資料を２回いただきましたが、同じものをご覧になってご意見を頂くのか、内容を確認していただいて事務局から詳しく説明し、資料に記載のないことやわからないことなどはサポートしているのか。ご意見いただく時のやり方を教えてください。

手島政策調整官　学識経験者の方には、約１週間前に点検・評価報告書の素案と基になっている第三次福山教育振興基本計画を送付し、目を通していただくように依頼しています。ご意見を頂く当日も事務局から改めて説明し、疑問点等もやりとりを行いながら意見をいただいています。最終的に指摘としていただいたご意見を抜粋して掲載しています。

神原委員　ありがとうございます。資料に記載している文字だけでは、実際の現場のことまでは伝わりにくい部分があるのではと思いました。
３名の方の人選は、それぞれ専門分野はあると思いますが、全てを

カバーできていないと思います。学識経験者の人選や人数に加えて、どのようにして現場のことを知った上でご意見を頂くのかという工夫は、これからも引き続きしていただければと思います。

小林教育長　他になにかありますか。

全教育委員　（なし）

ないようですので、お諮りします。議第１９号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

全教育委員　異議なし

小林教育長　御異議ないようですので、議第１９号は原案どおり可決しました。

それでは、点検・評価の議事が終了しましたので、関係理事者は退室をお願いします。

（理事者退室）

それでは、次に、日程第４　議第２０号福山市立福山中・高等学校学則の一部改正についてを議題といたします。説明をお願いします。

藤井福山中・高事務局長　４ページをお願いいたします。
議第２０号　福山市立福山中・高等学校学則の一部改正について説明します。
「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、２０２６年度（令和８年度）から公立中学校の１学級の生徒の数の標準が３５人学級に段階的に引き下げられることについて、２０２６年度（令和８年度）通常国会に改正案提出予定に伴い、所要の改正を行うものです。
福山市立福山中学校の入学定員につきましては、福山市立福山中・高等学校学則第１２条において、各学年１２０人となっていますが、第１学年から第３学年まで段階的に１０５人としていくものです。説明は以上です。よろしくお願いします。

小林教育長　ただいまの説明についてご意見、ご質問はありませんか。

児玉委員　中学校は、資料４ページの通りだと思いますが、今後、高等学校も減る予定はありますか。

藤井福山中・高事務局長	高等学校の定員は、後の議第２３号でお諮りしますが、中学校から高等学校に上がる段階で検討は必要だと考えます。
児玉委員	ありがとうございます。
小林教育長	他に何かありますか。
全教育委員	（なし）
小林教育長	ないようですので、お諮りします。議第２０号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。
全教育委員	異議なし
小林教育長	御異議ないようですので、議第２０号は原案どおり可決しました。 それでは、次に、日程第５　議第２１号　２０２６年度（令和８年度）に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校（特別支援学校）用教科用図書の採択についてを議題とします。説明をお願いします。
片山学びづくり課長	議第２１号　２０２６年度（令和８年度）に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校（特別支援学級）用教科用図書の採択について説明します。 特別支援学級に在籍する児童生徒は、その障がい等の状態が様々であるため、各学校において、児童生徒の実態を踏まえた教育課程を編成します。 別冊資料２の１ページをご覧ください。特別支援学級においては、各学校が児童生徒の実態を踏まえた教育課程を編成し、目標や内容に応じて、教科用図書、いわゆる教科書を次の１から３の中から、適切なものを選定します。「１文部科学省検定済教科書」は、通常の学級で使用している教科書です。知的発達に遅れのない児童生徒は、小・中学校学習指導要領に準じた教育課程により、通常の学級の児童生徒と同じ教科書を使用します。知的発達に遅れのある児童生徒は、特別支援学校学習指導要領を参考にした教育課程により、児童生徒の実態に応じたものを選定し、下の学年の教科書を使用します。 ２ページをご覧ください。２０２６年度（令和８年度）に本市小中義務教育学校で使用する検定済教科書の一覧です。 １ページに戻ります。「２文部科学省著作教科書」は、文部科学省が著作の名義を有する知的障がい特別支援学校用に作成された教科書です。児童生徒の実態により、１の検定済教科書の使用が適切

でない場合に選定します。
　３ページをご覧ください。これは、２０２６年度（令和８年度）に使用する文部科学省著作教科書の一覧です。著作教科書は、国語、算数・数学、生活、社会、理科、職業・家庭、音楽があります。各種目にある星１～星３は、特別支援学校の小学部で、星４・星５は、中学部で使用します。これらの著作教科書を、選定した場合は、他の教科書を選定することはできません。
　１ページに戻ります。「３学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書」は、児童生徒の実態により、１の検定済教科書や、２の著作教科書の使用が適切でない場合に選定します。児童生徒の日常生活や対人関係の状況、物事の興味関心、言葉や数の認識の程度など、一人一人の実態と、現在使用している教科書の活用状況、過去の教科書の給与状況といった点を踏まえ、校内の教科書選定会議で選定します。
　本日は、「３学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書」の採択をご審議いただきます。委員の皆様の前には、見本として、２の「著作教科書」と３の「学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書」の一部を用意しています。
　それでは、４ページをご覧ください。ここからは、各学校から申請された教科書について、選定理由書などを取りまとめた「採択資料」です。
　５ページをご覧ください。「学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書」の、学校からの申請状況です。「―」は、教育課程への位置付けがなく、教科書の採択が必要のないことを示しています。種目ごと、児童生徒一人につき、１冊を選定することになっています。
　申請点数の合計は、小学校２６６点、中学校１７４点、計４４０点です。
　６ページをご覧ください。６ページから４２ページまでは、各小学校、中学校等で選定された「３学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書」の図書名とその理由です。障がいの状態や発達段階などを考慮し、日常生活との関連、写真やイラストの使用、文字の大きさなどの視点で選定し、その理由を記載しています。以上、申請している「学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書」について、採択していただきますよう、よろしくお願いします。

小林教育長　ご意見、ご質問はありませんか。

教育長　特別支援学級の子は、必ずしも学力が低いというわけではありません。例えば、学力はあるが身体に障害がある、多動性であるなど、その子の実態に合わせた教科書を学校が選んでいます。

神原委員　一人の子に対して、ある教科は通常学級と同じ教科書、ある教科は星本といわれる文部科学省著作教科書、ある教科は個性に応じた

	学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書を使用するというように、教科によって違うことがありますか。
片山学びづくり課長	知的学級の話にはなりますが、科目によって一人ひとり違います。
神原委員	その子のことをよくご存じな先生が、個性や障害の程度等に応じて選定していて、特に、通常学級と同様の教科書や星本では難しいという場合には、今回選定した教科書を使用するということで、教育委員会会議に上がってきているという認識で良いですか。
片山学びづくり課長	教科書は、まず担任が選び、選んだものをコーディネーターと相談し、その後、校内の選定委員会で採択するという手順になります。最初に普段から接している担任が選びますが、その通りになるかどうかはすぐには決まらず、選定委員会で協議した上で決定します。
横藤田委員	例えば、国語の星１つの教科書を使うことになっていたが、「この子は星２つの教科書がいいのでは」となった場合に、年度途中で違う教科書を使用するということはできますか。
片山学びづくり課長	年度途中で教科書を変えることはできないため、変更する場合は次年度の選定になります。年度途中で教科書が合わなくなった場合は、各学級でワークシートを使用するなどの対応をしています。
横藤田委員	例えば、前の学年で使用した教科書など寄贈していただいて、学級文庫のイメージで、最適に使用できると良いと思いました。 年に１冊ということであれば、柔軟性を持たせ、年度途中でも対応できるよう、「今」のその子にあった教科書が使用できる工夫が必要だと思います。
片山学びづくり課長	ありがとうございます。特別支援学校の教室には、これまで使用した様々な教科書や本を設置しており、手を取りやすいようにしています。引き続き工夫していきたいと思います。
横藤田委員	ありがとうございます。よろしくお願いします。
神原委員	学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書を使用している児童生徒の人数は分かりますか。

片山学びづくり課長	小学校６年生を抜粋し申し上げます。現在、特別支援学級の児童は１０７人います。その中で一般図書国語を使用しているのは３１人、算数２８人、生活課は１００人、音楽は０人、図工は４人、道徳は１９人、保健は一般図書がもともとないため１０７人です。国語と算数は、各学年、２、３割程度の児童が使用しています。
教育長	他に何かありますか。
全教育委員	（なし）
小林教育長	ないいようですので、お諮りします。議第２１号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。
全教育委員	異議なし
小林教育長	御異議ないようですので、議第２１号は原案どおりの可決しました。 それでは、これより秘密会とします。 （非公開部部分）
小林教育長	本日の教育委員会会議はこれで終わります。 なお、次回の教育委員会会議は、２０２５年１０月８日（水）午後２時からを予定しています。 本日はこれで終了といたします。ありがとうございました。 【閉会時刻　午前１１時２０分】